

選考・評価委員会運営規則

(目的)

第1条 この規則は、組織規程（13規程第2号）第422条第3項の規定に基づき、同条第1項の規定により生物系特定産業技術研究支援センター（以下「生研センター」という。）に設置する選考・評価委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定め、もって業務の円滑な推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において事業とは、競争的資金事業実施規程（15規程第73号。以下「競争的資金事業実施規程」という。）第2条に規定する研究資金に係る事業をいう。

(透明性・公正性の確保)

第3条 農研機構は、生研センターが実施する事業の透明性・公正性を確保するため、委員会の組織及び運営に関する事項について、生研センターの中立性を確保しなければならない。

(権限の委任)

第4条 理事長は、委員会の組織及び運営に関する権限を、生物系特定産業技術研究支援センター所長（以下「所長」という。）に委任する。

(任務)

第5条 委員会の任務は、次のとおりとする。

- 一 競争的資金事業実施規程第8条第2項に規定する事業として実施すべき試験研究課題の選考（以下「試験研究課題の選考」という。）
- 二 競争的資金事業実施規程第15条第2項に規定する採択課題等に係る試験研究の成果についての評価又は点検（以下「試験研究成果の評価」という。）
- 三 その他事業に関する重要事項の検討

(委員会の組織)

第6条 委員会は、次の各号に掲げる研究の類型ごとに設置するものとし、事業（事業のうち当該各号に掲げる事業を区分した構成部分を特に設けているものにあつては、その構成部分。以下同じ。）のうち当該委員会の研究の類型に応じたものに係る前条に掲げる任務を行うこととする。

- 一 基礎研究の類型
- 二 前号に掲げるもの以外の研究の類型

2 委員は、学識経験等を有する者の中から所長が委嘱する。

- 3 委員の任期は、原則として1年とし、再任を妨げない。ただし、再任の回数は、所長が特に必要と認める場合を除き、4回を超えないこととする。
- 4 委員が欠けた場合における補欠の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、その任期中は、事業のうち当該委員が試験研究の実施機関又は課題（以下「試験研究課題等」という。）の選考及び試験研究成果の評価を行うものについて、競争的資金事業実施規程第7条の規定による応募をすることはできない。

（委員長）

- 第7条 前条第1項の規定により設置する委員会ごとに、委員長及び必要に応じ副委員長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 2 委員長は、委員会を主宰するとともに、委員会における審査又は評価の結果を取りまとめ所長に報告する。
 - 3 第1項の規定により副委員長が選任された場合において、副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。

（委員会の開催）

- 第8条 委員会は、所長が招集する。
- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開催することができない。
 - 3 委員会は、原則として非公開とする。

（専門委員及び書類審査専門委員）

- 第9条 試験研究課題等の選考又は試験研究成果の評価に専門的な知見を反映させるため、必要に応じ委員会に専門委員及び書類審査専門委員を置く。
- 2 所長は、試験研究課題等の選考ごと又は試験研究成果の評価ごとに、試験研究の内容に応じて適当な者を専門委員及び書類審査専門委員として選任する。
 - 3 専門委員は、委員会における試験研究課題等の選考又は試験研究成果の評価に際し、その専門的な知見に基づく意見を述べるものとする。
 - 4 書類審査専門委員は、委員会における試験研究課題等の選考（書類審査に限る。）に際し、その専門的な知見に基づいて評価を行うものとする。
 - 5 試験研究課題等の選考に係る専門委員及び書類審査専門委員は、当該試験研究課題等の選考が終了するまでの間は、事業のうち当該専門委員及び書類審査専門委員が試験研究課題等の選考を行うものについて、競争的資金事業実施規程第7条の規定による応募をすることはできない。

（秘密保持等）

- 第10条 委員並びに専門委員及び書類審査専門委員（以下「委員等」という。）は、試験研究課題等の選考及び試験研究成果の評価に当たって知り得た情報を他に漏らし、又は盗用してはならない。

（旅費等の支払）

- 第11条 農研機構は、委員等に対し、別に定めるところにより旅費及び謝金を支払う。

(庶務)

第12条 委員会の庶務は、生物系特産産業技術研究支援センター選考・評価委員会事務局が担当する。

(雑則)

第13条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、所長が別に定める。

(一部事業に係る読替え)

第14条 競争的資金事業実施規程第2条第5号から第7号までに掲げる事業にあつては、「選考・評価委員会」を「評議委員会」と読み替えて第1条から前条までの規定を適用する。

附 則

この規則は、平成15年10月1日から実施する。

附 則（平成18.4.1 規則第45-1号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成20.5.1 規則第45-2号）

この規則は、平成20年5月1日から施行する。

附 則（平成22.1.1 規則第45-3号）

この規則は、平成22年1月1日から施行する。

附 則（平成22.4.1 規則第45-4号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成24.4.1 規則第45-5号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成26.3.26 規則第45-6号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27.4.1 規則第45-7号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。